



## ○必要な書類について

### ■ 共通

申請書類		説明
1	請求書	「個人番号」「同意欄」は記入不要です。
7	接種済証の写し	お手元にある接種済証を提出してください。紛失した場合はご相談ください。
8	診療録等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・疾病の発病年月日、その症状を証する医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）の写し。</li> <li>※ 写真等にはCT、MRなどの画像データも含まれます。</li> <li>・<b>診療報酬明細書（レセプト）とは異なります</b>のでお間違いのないように、医療機関に確認してください。</li> <li>・持病がある方など、予防接種の前後のカルテなどが必要になる場合がありますので、ご判断に迷う場合は事前にご相談ください。</li> <li>・受診された医療機関に請求してください。<b>発行にかかる費用は自己負担となります。</b></li> </ul>

### ■ 医療費・医療手当

申請書類		説明
1	医療費・医療手当請求書	「④医療を受けた日数」の通院入院日数の欄が足りない場合は、余白に追記いただくか、別紙を作成してください。また、同日に複数の医療機関にかかった場合は1日で計上し、同日に通院・入院がある場合は入院のみ1日とします。なお、薬局での薬剤購入は日数に計上しません。
2	受診証明書	受診された医療機関・薬局に作成を依頼してください。 <b>発行にかかる費用は自己負担となります。</b>
3	領収書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関にかかった日数、医療費の自己負担額が確認できるものを提出してください。</li> <li>・紛失等によりお手元がない場合は、医療機関に再発行を依頼するか、領収書に変わる書類（支払証明書）を発行してもらい提出してください。なお、支払証明書を提出する場合は、保険診療分と保険外診療分を分けて記載してもらるか、診療明細書を添付してもらうよう医療機関に依頼してください。<b>再発行等にかかる費用は自己負担となります。</b></li> </ul>
12	未支給給付請求書（必要に応じて提出）	亡くなった方の医療費・医療手当を請求する場合に提出してください。

### ■ 障害児養育年金

必要書類		説明
2	診断書	障害の状態に関する医師の診断書を提出してください。 <b>発行にかかる費用は自己負担となります。</b>
9	戸籍謄本、健康保険証等の写し	障害児を養育することを明らかにすることができる書類を提出してください。
10	住民票の写し	障害児の属する世帯全員の住民票の写しを提出してください。

### ■ 障害年金

必要書類		説明
2	診断書	障害の状態に関する医師の診断書を提出してください。 <b>発行にかかる費用は自己負担となります。</b>
12	未支給給付請求書（必要に応じて提出）	亡くなった方の障害年金を請求する場合に提出してください。

### ■ 死亡一時金・葬祭料

必要書類		説明
5	死亡診断書、死体検案書の写し	—
6	埋葬許可証等の写し	請求者が死亡した者について、葬祭を行う者であることを明らかにすることができる書類を提出してください。埋葬許可証が既に手元がない場合は、火葬許可証、葬祭料の領収書、会葬礼状等の写しでも構いません。
9	住民票等の写し	<p>請求者が配偶者以外の場合は、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票等の写しを提出してください。請求者が配偶者の場合は以下の書類は不要です。</p> <p><b>【死亡者と請求者が同一世帯の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請求者世帯の世帯住民票と健康被害者の除票</li> </ul> <p><b>【死亡者と請求者が同一世帯でない場合】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①請求者世帯の世帯住民票と健康被害者の除票</li> <li>②生計を同一にしていたことを証明する民生委員等の第三者による証明書</li> </ol> <p>ただし、以下のものを提出した場合には②を省略できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡者が請求者が所得税法上の控除対象扶養親族であったことがわかる書類（源泉徴収票、課税台帳等の写し等）</li> <li>・生活費の一部負担をしていたことを裏付けすることができる書類（生活費、学費、療養費の送金を証明する預金通帳、振込明細書、現金書留封筒等の写し等）</li> </ul>
10	戸籍謄本等の写し	請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等の写しを提出してください。
11	その他（必要に応じて提出）	請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合、その事実に関する当事者双方の父母、その他尊属、媒酌人もしくは、民生委員等の証明書または内縁関係にあったと認められる通信書その他書面。

※ 死亡一時金・葬祭料の両方を請求する場合：1・5～11の書類（11は必要に応じて提出）

※ 死亡一時金のみを請求する場合：1・5・7～11の書類（11は必要に応じて提出）

※ 葬祭料のみを請求する場合：1・5～8・10の書類